

喫水調整機能付加新船建造等支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 大阪府は、舟運の活性化を図るため、クルーズ船の新たな建造等を支援する喫水調整機能付加新船建造等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を、予算の定めるところにより、交付するものとする。その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 喫水調整機能 船底のタンクに川の水を取り込むなどして、船体自体を浮かせたり沈めたりする機能をいう。
- (2) クルーズ船 観光を目的とした船をいう。
- (3) 中之島東西 中之島に架かる御堂筋（国道25・176号）を基点とした方角をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、事業実施期間、補助対象経費及び補助率等は別表1のとおりとする。

(補助金の交付の要件)

第4条 補助金の交付を受けるための要件は、次の各号いずれかとする。

- (1) 海上運送法（昭和24年法律第187号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による一般旅客定期航路事業の許可を受けることとし、次に掲げる事項を満たしていること。
 - ア 当該許可の申請に必要となる法第3条第2項第2号の規定による事業計画に、中之島東西各1箇所以上の船着場を結ぶ航路及び50名程度の旅客定員が盛り込まれていること。
 - イ 当該許可を受け、別途届出する法第6条の規定による船舶運航計画に、一日1往復以上の運航が盛り込まれていること。また、潮位や船舶の検査等やむを得ない場合を除き、毎日運航するよう努めることとなっていること。
- (2) 法第21条第1項の規定による旅客不定期航路事業の許可を受けることとし、次に掲げる事項を満たしていること。
 - ア 当該許可の申請に必要である法第21条第2項の規定で準用する法第3条第2項第2号の規定による事業計画に、中之島東西を行き来する航路及び50名程度の旅客定員が盛り込まれていること。
 - イ 潮位や船舶の検査等やむを得ない場合を除き、一日1便以上を毎日運航するよう努めることとなっていること。

(事業計画書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「補助事業者」という。）は、事業計画書（様式第1号）を別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の内定)

第6条 前条の規定により提出された事業計画書の審査は、実現性、集客性及び広域性等を踏まえ、知事が行うものとし、その結果、補助金を交付することが適当であると認められた事業者に対し、補助金の交付の内定を通知する。

(補助金の交付申請)

第7条 前条の規定により内定の通知を受けた事業者は、規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書(様式第2号)を別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書(別紙2-1又は別紙2-2)
- (2) 要件確認申立書(様式第2-2号)
- (3) 暴力団等審査情報(様式第2-3号)
- (4) 大阪府域内に事務所がある場合、府税事務所が発行する未納のない納税証明書(原本)
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助事業の内容等の変更承認)

第8条 規則第6条第1項第2号の規定に該当するときは、補助事業の内容変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第3号の規定に該当するときは、補助事業の中止・廃止承認申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

3 規則第6条第1項第4号の規定に該当するときは、補助事業遅延等報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(変更承認の特例)

第9条 規則第6条第1項第2号に規定する軽微な変更とは、事業の目的及び内容等のうち事業の基本的部分に関わらない変更とする。

(補助金の交付申請の取下げ)

第10条 補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、規則第7条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に、交付申請取下承認申請書(様式第6号)により申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(状況報告)

第11条 規則第10条の規定による報告は、補助事業遂行状況報告書(様式第7号)を、当該補助金の交付決定を受けた年度の1月末までに知事に提出しなければならない。ただし、当該年度の1月末日までに補助事業を完了又は廃止したときは、この限りでない。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による報告は、実績報告書(様式第8-1号又は様式8-2号)を、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内又は補助事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、知事に提出しなければならない。

(検査等)

第13条 知事は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は本府職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類等の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の交付)

第14条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付するものとす

る。

- 2 前項の規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金の額の確定通知を受け取った日以後速やかに交付請求書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

（届出の義務）

第15条 補助事業者は、交付決定の後に規則第2条第2号イからハマまでのいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合には、該当事項届出書（様式第2-4号）を知事に提出しなければならない。

（船舶運航の義務）

第16条 補助事業者は、法及び第4条各号に規定された許認可等の手続きを適切に行い、当該補助金によって整備したクルーズ船を、第12条の規定により報告した補助事業の完了した日の翌日から6月以内に運航するものとする。

（補助金の経理）

第17条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する大阪府の会計年度終了後10年間又は第19条第4項に規定する期間のいずれか長い方の間保存しなければならない。

（交付決定の取消し）

第18条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 補助事業者の行う事業が第3条の規定に該当しないことが判明したとき。
- (2) 補助事業者が第4条各号の規定による許認可の要件を満たさない又は取り消されたことが判明したとき。なお、第20条の規定による事業化報告で判明した場合も同様とする。
- (3) 補助事業者の行うクルーズ船の運航が第16条の規定に該当しないことが判明したとき。
- (4) 本要綱に違反したとき。
- (5) 補助事業に関して不正など不適切な行為があったとき。

- 2 前項第2号なお書き及び第3号において、クルーズ船運航の開始又は開始後に、想定しえなかった事象の発生、その他特別な理由があると知事が認める場合は、この限りでない。

（財産の管理及び処分制限）

第19条 補助事業者は、補助事業により取得した財産について台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。なお、ここでいう財産は、喫水調整機能を付加したクルーズ船とするものとする。

- 2 当該財産を第4条各号に規定する経路以外で運航させる場合は、法による許認可等の手続きを行う前に、財産使用届出書（様式第10号）を知事に提出するものとする。なお、第3条各号に規定する船舶運航計画等に支障をきたしてはならない。
- 3 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間を経過する以前に当該財産を処分しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第11号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間（以下「耐用年数期間」という。）で別表2のとおりとする。なお、ここでいう耐用年数期間の対象となる財産は、第1項なお書きと同じとする。
- 5 知事は、事業開始時に想定しえなかった事象の発生、その他特別な理由があるときは、前項の

規定にかかわらず、承認を行うことができる。

- 6 第3項の規定により知事の承認を受け、財産の処分を行うことにより収入があったときは、知事はその収入の全部又は一部を納付させることができる。

(実施結果の事業化報告)

第20条 補助事業者は、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後耐用年数の期間において、当該補助金を受けて整備したクルーズ船に係る1年間の運航実績等について、毎会計年度終了後15日以内に事業化状況報告書（様式第12号）により知事に報告しなければならない。

(成果の発表)

第21条 知事は、補助事業の成果について必要があると認めるときは、当該補助事業者に発表させることができる。

(その他必要な事項)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年7月16日から施行する。

別表 1

補助対象事業	<p>補助事業者が実施する事業であって、次のいずれかに該当する事業を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 喫水調整機能を付加したクルーズ船の新たな建造。 2 喫水調整機能を付加するための既存クルーズ船の改良。
事業実施期間	各年度の交付決定日から交付決定の翌年度の3月31日までの間。
補助対象経費	<p>次のいずれかに該当する経費とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新たに建造するクルーズ船を整備する際に、喫水調整機能を付加するのに必要となる経費。 2 既存のクルーズ船を改良して、喫水調整機能を付加するのに必要となる経費。なお、別の改良を同時に行う場合で、経費の分離ができない場合は補助対象外。 <p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※1) クルーズ船本体の整備又は他の改良にかかる経費は補助対象としない。 ※2) 1) の整備又は改良以外にかかる人件費及び各種申請等にかかる事務費に相当する経費は補助対象としない。 ※3) 消費税及び地方消費税は補助対象としない。
補助率	1 / 2
補助限度額	<p>1 補助事業者につき25,000千円とする。</p> <p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※1) 補助対象経費に補助率を乗じて得た額に千円未満の端数がある場合は、千円未満を切り捨てる。

別表2

種類	構造又は用途	細目	耐用年数	
船舶	船舶法（明治32年法律第46号）第4条から第19条までの適用を受ける鋼船	漁船	総トン数が500トン以上のもの	12
			総トン数が500トン未満のもの	9
		油そう船	総トン数が2,000トン以上のもの	13
			総トン数が2,000トン未満のもの	11
		薬品そう船		10
		その他のもの	総トン数が2,000トン以上のもの	15
			しゅんせつ船及び砂利採取船	10
			カーフェリー	11
			その他のもの	14
		船舶法（明治32年法律第46号）第4条から第19条までの適用を受ける木船	漁船	
	薬品そう船			8
	その他のもの			10
	船舶法（明治32年法律第46号）第4条から第19条までの適用を受ける軽合金船（他の項に掲げるものを除く。）			9
	船舶法（明治32年法律第46号）第4条から第19条までの適用を受ける強化プラスチック船			7
	船舶法（明治32年法律第46号）第4条から第19条までの適用を受ける水中翼船及びホバークラフト			8
	その他のもの	鋼船	しゅんせつ船及び砂利採取船	7
			発電船及びとう載漁船	8
			ひき船	10
			その他のもの	12
		木船	とう載漁船	4
しゅんせつ船及び砂利採取船			5	
動力漁船及びひき船			6	
薬品そう船			7	
その他のもの			8	
その他のもの		モーターボート及びとう載漁船	4	
	その他のもの	5		

(注) 本表は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表」の「機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表」のうち、種類が「船舶」を抜粋したものである。